

相続税申告業務報酬

【報酬額の計算】

基本報酬 + 加算報酬 + その他費用 ※消費税は別途申し受けます。

【基本報酬】

遺産総額 × 0.7%

遺産総額 × 0.7% =

※遺産総額とは、プラスの財産の総額をことであり。借入金等の債務控除前、小規模宅地等の特例、配偶者控除、生命保険等・退職金等の非課税規定適用前の遺産の総額となります。

【加算報酬】

加算内容	報酬額	件数	
土地評価	8万円(1利用区分につき)		
※土地の特殊性や節税効果などにより10万円(1利用区分につき)の設定とさせて頂く場合があります。			
非上場株式評価	15万円(1社につき)		
相続人加算(N-1人)ex.2人は1人	5万円(1人につき)		
遺産分割協議のサポート	8万円		
預貯金の資金移動の検証	3万円(1口座につき)		
※2口座までは基本報酬に含みます。			
不動産評価資料収集	3万円(別途実費)		
申告期限4カ月以内の依頼	7万円		
【基本報酬】 + 【加算報酬】			
【報酬計】			

※財産調査の結果、相続税申告の要否の結果、申告不要となった場合も「税務署からのおたずね」対応等、事務的な手間は発生しておりますので、報酬の請求をさせて頂いております。

※最低報酬として被相続人お一人につき、50万円をご提案しております。